

誰もが活躍できるまちへ

▼男女共同参画社会とは、「男女が自らの意思で、社会のさまざまな活動に参画する機会が確保され、社会的な利益などを受けることができ、互いに責任を担う社会」のことを言います。

男女共同参画社会を実現するためには、男女を問わず誰もが活躍できる職場環境の整備などが不可欠です。

市では、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、「留萌市男女共同参画基本計画」に基づいた施策を進めています。



■留萌市男女共同参画基本計画（平成25～34年度）

▼「留萌市男女共同参画基本計画」では、男女共同参画基本法に基づき、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

男女共同参加社会を実現するための5本の柱

<p>男女の人権の尊重</p> <p>個人としての尊厳を重んじるとともに、男女の差別をなくし、男女を問わず個人として能力を発揮する機会を確保する必要があります。</p>	<p>社会における制度または慣行についての配慮</p> <p>男女の固定的な役割にとらわれず、さまざまな活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。</p>	<p>国際的協調</p> <p>男女共同参画を進めるためには、国際社会との協調も大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。</p>
	<p>家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>男女が対等な立場で協力し合い、家族の役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動などができるようにする必要があります。</p>	<p>政策などの立案および決定への共同参画</p> <p>男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野での方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。</p>

誰もが希望や夢を持って暮らせるまちづくりを推進するためには、「行政」「市民」「事業者」「地域団体」「関係機関」が連携するとともに、私たち一人一人が「職場」「家庭」「地域社会」のそれぞれで意識改革を進めることが大切です。

互いに尊重し合い、協力し合いながら、誰もが活躍できるまちを共に作りましょう。

特集



男女共同参画社会を実現するために

市では、「留萌市男女共同参画基本計画（平成25～34年度）」に基づき、男女を問わず誰もが活躍できるまちづくりを推進しています。

問 市・政策調整課 ☎ 42-1809

「男女共同参画週間」が始まります

▼毎年6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。

国では、「男女共同参画週間」の普及などを目的に「スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、さまざまなスポーツ

に男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようになるためのキャッチフレーズ」の公募を行いました（募集期間：平成30年1月12日～2月28日）。平成30年度のキャッチフレーズは次のとおりです。

■平成30年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

走り出せ、性別のハードルを越えて、今

■女性の活躍を推進しています

▼北海道などで構成する「北の輝く女性応援会議」では、「女性の活躍応援自主宣言」「女性の活躍を応援するリンケージメッセージ」をそれぞれ募集しています。詳しくは、下記へお問い合わせいただくか、「北の女性★元気・活躍・応援サイト」ホームページをご覧ください。

問 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 ☎ 011-206-6954

■「北海道女性の活躍支援センター」をご活用ください

▼「北海道女性の活躍支援センター」では、仕事や子育て、介護など女性のライフステージに応じたさまざまな相談に対応しています。詳しくは、右記へお問い合わせいただくか、「北の女性★元気・活躍・応援サイト」ホームページをご覧ください。

開館日 月・火・木・金 10:00～16:00
水・土 10:00～13:00

休館日 日曜日、祝日、年末年始

問 北海道女性の活躍支援センター

☎ 011-204-5711

✉ kitanojyosei@sirius.ocn.ne.jp

◎道民女性の活躍を推進する取り組みなどについては、「北の女性★元気・活躍・応援サイト」ホームページ（<http://www.l-north.jp/katsuyaku/>）をご覧ください。

北の女性

検索

